

## 岡山市地域猫活動に係る所有者のいない猫の不妊去勢手術助成金交付要綱

### (趣旨)

第1条 所有者のいない猫を原因とする生活環境被害の軽減及び所有者のいない猫の減少を図るため、指定活動団体が地域猫活動に伴い実施する所有者のいない猫の不妊去勢手術を受けさせる事業に対して予算の範囲内において不妊去勢手術助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号、以下「規則」という。）の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、規則で使用する用語の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域猫 地域の理解と協力を得て、地域住民の認知と合意が得られている所有者のいない猫をいう。
- (2) 地域猫活動 所有者のいない猫を原因とする生活環境の悪化を地域の問題とし、地域ぐるみで理解し、これら猫の不妊去勢手術を施し、給餌、給水、排泄物の処理周辺の清掃等の管理を継続的に行い、徐々に被害を減らすための活動をいう。
- (3) 獣医師 獣医療法（平成4年法律第46号）第3条の規定による届出を行っている同法第2条第2項に規定する診療施設に所属する獣医師をいう。
- (4) 手術 獣医師による猫の不妊去勢手術をいう。
- (5) 捕獲 手術をするために、捕獲器等を使用して猫を捕えることをいう。
- (6) 活動支援要綱 岡山市地域猫活動支援事業実施要綱をいう。
- (7) 指定活動団体 活動支援要綱の規定により指定を受けた団体をいう。

### (助成事業)

第3条 助成金の交付の対象となる事業（以下「助成事業」という。）は、指定活動団体が所有者がいないと確認した生後6か月以上の猫で、活動支援要綱に基づき提出のあった地域猫台帳に記載のある猫（以下「手術対象猫」という。）に手術を受けさせる事業とする。

(助成事業者)

第4条 助成事業者は、指定活動団体とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は対象としない。

- (1) 最初の交付決定を受けた日の属する年度及び次年度（以下「申請対象期間」という。）を超えて申請を行おうとする者
- (2) 申請対象期間内に猫20匹を超えて申請を行おうとする者
- (3) 活動地域に活動支援要綱に基づき先に指定を受けた他の指定活動団体の活動地域の全部又は一部を含む者

(助成金の交付の制限)

第5条 助成金の交付は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 手術に要する経費  
申請を行う手術対象猫の数は、1回の申請につき10匹までとする。
- (2) 捕獲に要する経費  
最初の交付申請を行った日の属する年度内で、1度限りとする。

(助成対象経費)

第6条 助成事業の実施に際し支出される経費のうち、助成金の交付額の算定に当たって対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、実際に手術に要した費用及び捕獲に要した費用とする。

(助成金額)

第7条 助成金額は、助成対象経費の額とし、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 手術に要する経費  
手術対象猫1匹につき10,000円を上限とする。
- (2) 捕獲に要する経費  
指定活動団体につき、20,000円を上限とする。

(助成金の交付申請)

第8条 助成金の交付申請は、所有者のいない猫不妊去勢手術助成金交付申請書（様式第1号）を市長に提出して行わなければならない。

2 規則第5条第2項の規定に基づき、同条第1項第2号から第4号までの書類の添付は要しないものとする。

(交付の条件)

第9条 市長は、助成金の交付の決定に当たっては、規則第7条第1項各号に掲げる条件を付さないものとする。

(助成金の交付決定)

第10条 市長は、第8条の規定による申請があったときは、審査を行い、交付を決定する。

2 規則第8条による通知は、所有者のいない猫不妊去勢手術助成金交付決定通知書（様式第2号）（以下「交付決定通知書」という。）によるものとする。

3 規則第6条第3項による通知は、所有者のいない猫不妊去勢手術助成金不交付決定通知書（様式第3号）によるものとする。

(状況報告、着手届及び完了届の免除)

第11条 規則第13条に規定する状況報告及び規則第15条に規定する補助事業等着手・完了届の提出は要しない。

(実績報告)

第12条 指定活動団体は、手術の実施後、助成金の交付を受ける場合は、交付決定日から起算して90日以内に、獣医師が必要事項を記載し、記名・押印した不妊去勢手術実施報告書（様式第4号）、獣医師の発行する手術代金の領収書の写し、捕獲に要した経費に係る領収書の写し等を市長に提出しなければならない。ただし、交付決定した年度の末日を超えないものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

## 附則

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

様式第1号（第8条関係）

所有者のいない猫不妊去勢手術助成金交付申請書

.....年.....月.....日

岡山市長 様

申請者

活動団体の名称.....

所在地又は代表者の住所.....

代表者の住所及び氏名.....<sup>⑩</sup>

不妊去勢手術の実施により繁殖を抑制し、所有者のいない猫の数を減らすとともに、良好な生活環境を保全する活動の広がりを促すことを目的とした所有者のいない猫不妊去勢手術助成金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

申請に当たっては、岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号）及び岡山市地域猫活動に係る所有者のいない猫の不妊去勢手術助成金交付要綱に定める条項の適用を受けるとについて同意します。

記

1 助成金申請額

手術に要する経費	円
捕獲に要する経費	円
合計	円

2 申請額内訳

--

3 添付書類

事業計画書

様式第2号（第10条第2項関係）

岡山市指令岡保健衛第 号

年 月 日

様

岡山市長

所有者のいない猫不妊去勢手術助成金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった所有者のいない猫不妊去勢手術助成金については、下記のとおり交付することと決定しましたので、お知らせします。

記

交付決定額	.....円
活動団体の名称	

※ 年 月 日までに不妊去勢手術実施報告書を提出してください。

様式第3号（第10条第3項関係）

岡山市指令岡保健衛第 号

年 月 日

様

岡山市長

所有者のいない猫不妊去勢手術助成金不交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった所有者のいない猫不妊去勢手術助成金については、交付しないことと決定しましたので、お知らせします。

1 名 称 所有者のいない猫不妊去勢手術助成金

2 不交付の理由

3 そ の 他



様式第4号（第12条関係）

不妊去勢手術実施報告書

.....年.....月.....日

岡山市長 様

申請者

活動団体の名称.....

所在地又は代表者の住所.....

代表者の住所及び氏名.....<sup>①</sup>

.....年.....月.....日付岡山市指令岡保健衛第.....号により交付決定を受けた不妊去勢手術助成金について下記のとおり報告します。

記

1 活動団体の名称：

2 不妊去勢手術実施状況

名称	毛色	体格	性別	その他特徴	手術に係る費用（円）

※領収書と手術後の猫の写真（裏面に名称等を記入）を添付してください。

（不妊去勢手術実施獣医師記入欄）

（動物病院名）.....

（所在地）.....

（連絡先）.....

（獣医師）.....<sup>①</sup>

3 捕獲に要した経費明細票

内 容	費 用 (円)

※領収書を添付してください。